

いざ投票 示せあなたの未来図を

第46回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日は 12/16(日)

忘れずに
投票しよう！



なまはげめいすいくん

北秋田市選挙管理委員会
北秋田市明るい選挙推進協議会

第46回衆議院議員総選挙が、12月4日に公示され、12月16日に投票が行われます。

国政選挙は、わが国の未来を託す代表者を選ぶ大切な選挙で、小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2種類の選挙が行われます。候補者や政党の公約を検討し、忘れずに投票しましょう。また、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます。

投票できる方

投票することができるのは、次の条件をすべて満たしている方です。投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。

- ▼平成4年12月17日以前に生まれた方
 - ▼平成24年9月3日以前から北秋田市に引き続き住んでいて、住民基本台帳に登録されている方
- なお、北秋田市に住民票を置いたままで修学等のため北秋田市を離れて住んでいるなど、住所地に居住実態のない方は、投票できません。

投票日・投票時間

- ▼投票日
平成24年12月16日(日)
- ▼投票時間
午前7時～午後7時※

投票は、市内62カ所(8頁に投票所を掲載)で行われますが、今回の選挙でも投票所の閉鎖時刻が1時間繰り上げられ、午後7時までとなります。

※次の投票区では2時間繰り上げ、午後6時までとなります

- ▼**鷹巣地区** 田子ヶ沢、岩谷、黒沢、坊山、葛黒、竜森、明利又
- ▼**合川地区** 三里、三木田、鎌沢、杉山田
- ▼**森吉地区** 浦田、桂瀬、前田、小又、新屋布、五味堀、巻淵
- ▼**阿仁地区** 全投票所

一部投票所の変更について

施設建設中のため、小森投票区が小森集落会館から鷹巣南小学校に投票所が変更になります。

投票の種類

- 【衆議院小選挙区選出議員選挙】投票したい候補者の名前を記入してください。
- 【衆議院比例代表選出議員選挙】投票したい政党名を記入してください。

【最高裁判所裁判官国民審査】

投票用紙に書かれている裁判官について、罷免したい(やめさせたい)裁判官に×印を記入してください。

期日前投票

【期日前投票をご利用ください】仕事や冠婚葬祭、旅行等やむを得ない理由で投票日に投票することができない方は、「期日前投票」制度をご利用ください。

【期日前投票】をする際は、投票所入場券の裏面「期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書」に、あらかじめ住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、「投票日当日に投票できない理由」の該当番号に○を付して「持参ください」。

なお、投票する日に満20歳に達していない方は投票ができませんので、確認される場合は選挙管理委員会にお問い合わせください。

期間・場所

期日前投票については、投票区を問わず、どの投票所でも投票できます。ただし、最高裁判官の国民審査の投票期間は衆院選の投票期間より短く12月9日からとなりますのでご注意ください。

期日前投票の場所と期間

- ▼市役所本庁3階 第3会議室
12月5日(水)から
12月15日(土)まで
午前8時30分～午後8時まで
- ▼合川庁舎1階 第1相談室
- ▼森吉庁舎1階 第1会議室
- ▼阿仁庁舎1階 第1会議室
- 12月9日(日)から
12月15日(土)まで
午前8時30分～午後7時まで

不在者投票

出稼ぎ等で滞在先の選挙管理委員会において不在者投票をする場合は、「期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書」

書に記入のうえ、選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送手続きに日数がかかりますので、請求は早めに済ませてください。

また、不在者投票の指定を受けた病院・施設に入院・入所されている方は、その病院・施設で投票ができます。

郵便による不在者投票

両下肢・体幹・移動機能の障害など、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている身体に重度の障害のある方や、介護保険証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方で、「郵便投票証明書」の交付を受けている方は、郵便による不在者投票をすることができます。

開票は鷹巣体育館で

開票は、投票日当日の午後8時30分から鷹巣体育館で行います。駐車台数に限りがありますので、できるだけ乗り合わせて、お越しく下さい。

お問い合わせ

北秋田市選挙管理委員会事務局
☎62・6614